

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市下水道条例第7条第2項

3 改正の趣旨

(1) 静岡市指定給水装置工事事業者と、静岡市下水道排水設備指定工事店の指定の申請について、電子申請の導入を検討しています。

事業者の方々の業務効率化となるよう、また、使いやすい電子申請となるよう、申請書及び添付書類の見直しを行います。

<見直しの基本的な考え方>

①指定給水装置工事事業者と、下水道排水設備指定工事店の申請書類の差異をできる限り少なくする。

②次のような書類は、添付書類を簡略化する。

- ・事業者の提出がなくても、確認できるようになった項目
- ・添付書類間で届出項目が重複しているもの

③次のような書類は簡略化できないものとする。

- ・法令等に定められた指定要件を確認するにあたり、簡略化が適さないもの
- ・工事の施工技術を担保するもの

(2) 標準下水道条例の改正に伴い、個人の下水道排水設備指定工事店は、指定の申請時に住民票の写しに代えて、在留カード又は特別永住者証明書を提出することを可とします。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

(1) 第4条第1項各号に定める指定申請時の添付書類について、簡略化できるものについては、提出を求めないこととします。

(2) 「下水道排水設備指定工事店指定継続申請書（様式第4号）」を廃止し、指定の有効期間満了後に引続き指定を受ける場合にも、「下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）」を使用することとします。

(3) 第11条に定める添付書類について、指定の申請時と同様の書類とします。

(4) 第4条第1項第3号に定める住民票の写しの提出について、住民票の写しに代えて、在留カード又は特別永住者証明書を提出することを可とします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年4月頃